

「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」の 設置について

平成 18 年 4 月 17 日

エクイティ市場委員会

1. 設置の趣旨

昨今、新規公開ブームや新興企業の活性化により、新規上場時の公募増資等の引受けに参入する会員が多くなっている。このような中、会員が行う引受審査のあり方に格差が生じてきているとの指摘がある。

また、現在会員が実施している引受審査手続きの基本となる引受審査に関する指針（有価証券の引受審査手続きに関する事務処理指針）も形骸化し、また公認会計士が実施する財務諸表等の監査手続きなどが開示されないといった会員の引受審査を担保する方策に制約が生じるなど、会員が行う引受審査のあり方等に関し、様々な問題が発生しているところである。

また、金融庁における「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」においても発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮について議論が行われているところである。こうしたことから、本協会としては、会員が行う引受審査のあり方等について、抜本的に見直すためにエクイティ市場委員会の下部機関として、標記ワーキングを設置することとする。

2. 検討事項

本ワーキングは、次の事項について検討を行うこととする。

- (1) 引受審査指針の見直し
- (2) 新規公開時の引受審査のあり方について
- (3) 引受行為と審査の利益相反について
- (4) 主幹事会社とその他の幹事会社における引受審査のあり方について
- (5) 会員における引受審査と公認会計士監査の役割分担のあり方等について
- (6) その他

3. 構 成

- (1) 本ワーキングの人数は、引受審査担当者 15 人程度とする。

- (2) 本ワーキングに主査及び副主査を置く。
- (3) 本ワーキングには、オブザーバーとして主要証券取引所の実務担当者や監査法人の担当者等を委員として選任することができることとする。
- (4) 本ワーキングには、検討内容に応じ、下部に分科会を設置することができることとする。

4. 運 営

- (1) 本ワーキングは、検討を終え、早期に対応可能なものから実施するが、長期的な検討を要する事項は、その後においても引き続き検討を行うこととする。
- (2) 本ワーキングは、その検討状況をエクイティ市場委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本ワーキングの庶務は、本協会エクイティ市場部が担当する。

以 上